

議案第 9 号

建物明渡等請求事件に関する訴えの提起について

地方卸売市場内の市場施設の明渡請求等に応じない者に対し、下記のとおり建物明渡等請求訴訟を提起することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、市議会の議決を求める。

平成 27 年 6 月 12 日提出

市川市長 大 久 保 博

記

1 訴えの相手方

千葉県市川市鬼高 4 丁目 5 番 1 号

有限会社魚政水産

登記上の取締役 須永 美智子

2 訴えの趣旨

有限会社魚政水産は、地方卸売市場の関連事業者であったが、その唯一の取締役であった須永美智子が平成 26 年 3 月 31 日に死亡して以降、正当な理由なく、その業務を休止し、その遂行もしていない上、後任の取締役の選任手続も行われていなかった。そこで、同社の仮取締役を選任し、市川市地方卸売市場の設置及び業務に関する条例（昭和 47 年条例第 14 号）第 31 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づき同社に対する関連事業の許可を取り消すとともに同条例第 60 条の規定に基づき市場施設の返還等を求めた。今回、当該市場施設を明け渡すとともに、当該市場施設に係る未納の市場使用料等を支払うよう請求する旨の訴えを提起するものである。

3 訴訟進行の方針

(1) 本件訴えの進行上特に必要がある場合には、訴えの追加その他の変更を

することができるものとする。

- (2) 上記 2 記載のとおり須永美智子の後任の取締役の選任がなされていないことから、裁判所に対し民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 37 条及び第 35 条の規定に基づき有限会社魚政水産の特別代理人の選任の申立てを行い、選任された特別代理人を同社の代理人として本件訴えを提起するものとする。

理 由

地方卸売市場の関連事業者が、平成26年3月31日以降、正当な理由なく、その業務を休止していることから、当該関連事業者が占有する市場施設を明け渡すとともに、当該市場施設に係る未納の市場使用料等を支払うよう請求する旨の訴えを提起するため、提案するものである。